

訴訟の種

高田訓

大阪府内の60歳代の女性が、「顔写真を無断で医学情報誌などに掲載された」として損害賠償を求めたという記事が日本歯科新聞に載っていました。

近年、医療事故や医療過誤に関する記事や報道が多く見受けられるようになり、日常の臨床においても人ごとでは無いと実感するインシデントがあります。判例集に「歯科診療とは患者が病院や診療所を訪れて口頭やその他の方法により窓口で診療を申し込み、これに受付が応じてカルテ（診療録）への記載を開始した時点で歯科診療契約は成立する」とあります。ここから医療事故や医療過誤と隣り合わせの診療行為が始まりますが、診療行為の前にも知っておかなければならぬ法規があります。それが歯科医師法19条1項「診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」です。ここに出てくる「正当な事由」が最初に遭遇する「訴訟の種」ではないでしょうか。福島県歯科医師会が発行した倫理網項に「正当な事由」についての解釈が挙げられています。すなわち、①患者が酒に酔っている為正常な診療ができない状態、②患者が従来診療報酬を支払わず、今回もその支払をしないおそれがあること、③診療時間外の診療依頼であって症状が急を要するものではないこと、④歯科医師が不在であること、⑤歯科医師の体調が悪かったり、飲酒をした為に正常な診療を行うことができない状態などとされています。

最高裁判所のまとめによると、2002年の医療事故や医療過誤に関わる医療訴訟の件数は896件で、これは1993年以降年々増加し、10年間で2.4倍になっているそうです。さらに2002年に「判決」や「和解」により、審理を終えた件数は853件で、毎年提訴される件数は、その年に審理を終える件数を上回り、現在未解決の訴訟件数は2000件を超えていています。一方、審理の期間は短くなっています。問題解決が早まる傾向にあります。と言っても審理期間の平均は20.4か月とのことですから“焼石に水”といったところで、本年度も未解決の訴訟件数が増えることは予測されます。では、提訴にメリットはあるのでしょうか。医療訴訟における原告の勝訴率、すなわち患者側が勝つ割合は38.6%でした。一般的な訴訟における原告の勝訴率は84.9%とのことですから、医療訴訟で患者側が勝訴する割合はかなり低いのが事実です。また、診療科別の提訴件数では、2002年に最も多かったのが内科（241件）、次いで外科（210件）、整形・形成外科（140件）、産婦人科（113件）でした。歯科における訴訟件数は2001年に49件、2002年は60件と増加しており、産婦人科の次ぎに多い結果となっていました。ちなみに年齢別では50歳代と60歳代からの提訴が多く、医療施設別では、民間病院や国公立病院に対する提訴が多い

ようで、本学を含め大学病院は全体の約10%でした。

ところで、大阪府内の女性が顔写真を無断で医学情報誌などに掲載されたことで提訴した問題は、なぜ起きたのでしょうか。

この女性は、某歯科医院で治療を受けた際に医学情報誌に自分の顔写真が掲載されていることを知らされたそうです。調べでは医学情報誌や著書、学会誌など計約4万部に顔写真が掲載されていたとのことです。また、著書には目隠しがありました。医学情報誌と学会誌はそのまま掲載されていたそうです。女性は顔写真の掲載を承諾したことなく、プライバシーを侵害されたとし、当該教授と担当医、病院設置者である国、出版社などを相手取り提訴。担当医側は、「写真の公表を打診したところ女性が快諾したこと、さらに掲載された刊行物は世間一般には流布していないこと」として争われましたが、地方裁判所の和解勧告では、教授と担当医が解決金として計80万円を支払った結果となっています。

我々が日々、患者さんのために最良の医療を提供しようとする診療行為の中に、いくつもの「訴訟の種」が眠っていることは、少なからず頭の隅にあるでしょう。しかし、診療や治療が無事終了した後も、思わぬところから種が発芽することがあります。

奥羽大学歯学誌は学術の進歩と発展のためのプランターだと認識しています。

(奥羽大学歯学部口腔外科学講座)